

船体検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

船体検査に関する事項

改正理由

IACS は、ばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船の就航後の検査の要件として IACS 統一規則 Z10.1, Z10.2, Z10.3, Z10.4 及び Z10.5 (IACS 統一規則 Z10 シリーズ) を規定している。

一方、CSR-B 編及び CSR-T 編が適用となるばら積貨物船及び二重船殻油タンカーの就航後の検査の要件のうち、板厚計測及び切替え基準の要件についてはそれぞれ CSR-B 編及び CSR-T 編にも規定されている。これは、CSR-B 編及び CSR-T 編ではネット寸法手法を採用していることから、切替え基準の取り扱いが IACS 統一規則 Z10 シリーズでの取り扱いと異なっているためである。

今般、IACS は船舶の就航後の検査要件を一体化するために CSR-B 編及び CSR-T 編に規定される板厚計測及び切替え基準の要件を IACS 統一規則 Z10 シリーズに組み込むとともに、IACS 統一規則 Z10 シリーズ間での整合のための修正を行い、それぞれ IACS 統一規則 Z10.1(Rev.18), Z10.2(Rev.28), Z10.3(Rev.12), Z10.4(Rev.9) 及び Z10.5(Rev.10)として 2011 年 3 月に採択したため、当該 IACS 統一規則に基づき関連規定を改めた。

併せて、定期的検査における倉口蓋に対する検査の要件を明確化した。

改正内容

主要な改正点は以下の通り。

- (1) CSR-B 編及び CSR-T 編が適用となる船舶に対する要件として、「点食」、「エッジ部における腐食」及び「グルーピング」に関する要件を追加した。
- (2) CSR-B 編及び CSR-T 編が適用となる船舶に対する板厚計測及び切替え基準の要件を追加した。
- (3) CSR-B 編及び CSR-T 編が適用となる船舶に対して、本船上に保管しておく船体主要構造図に記載すべき事項を明記した。
- (4) 年次検査及び中間検査において、以前の検査で著しい腐食と認められた箇所について板厚計測を行う必要がある場合を明記した。
- (5) 板厚計測で考慮する「横断面」について、考慮する横断面が横式構造の場合には当該横断面近傍の横肋骨及び横肋骨端部肘板も対象に含むことを明記した。
- (6) 定期的検査における倉口蓋に対する現状検査及び効力試験の要件を明確にした。